平成２４年（フ）第１０６号
岡山市中区関416番地19、開始決定時の住所岡山市北区野田５丁目２番24号　グランフォーレ野田103号室
破産者　岩瀬　大介
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４５号
岡山市北区田中116番地103　レジデンス十和301号
破産者　嘉野　　耕
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５５号
広島市安芸区矢野西５丁目６番25―202号
破産者　上川　美紀（旧姓濵）
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６９号
山口県宇部市大字東岐波1313番地５、従前の住所山口県宇部市大字東岐波3917番地７
破産者　脊戸　秀雄
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第３４号
山口県美祢市西厚保町原734番地
破産者　久保　領一
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第５３号
山口県宇部市寺の前町７番36号
破産者　野村　正美
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第５６号
山口県宇部市明神町１丁目10番34号
破産者　宮城由美子
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第４６号
高松市香南町大字由佐461番地３、住民票上の住所香川県丸亀市川西町南1419番地２
破産者　田中　真二
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第４７号
香川県丸亀市川西町北141番地１　城辰ハイツ101号
破産者　田中　里早
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第２３４号
北九州市門司区藤松２丁目１番27号
破産者　三戸　一枝
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１２号
熊本県山鹿市鹿央町岩原968番地２
破産者　栃原　和博
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
鹿児島県垂水市柊原788番地３、前住所鹿児島県霧島市国分新町１丁目15番６号
破産者　池田　光代（旧姓迫田）
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
鹿児島県志布志市有明町野神3659番地12、前住所鹿児島県志布志市有明町野神3026番地２
破産者　小村　ミキ（旧姓有馬）
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
鹿児島県志布志市有明町野神3659番地12、前住所鹿児島県志布志市有明町野神3026番地２
破産者　萩迫　久子（旧姓小村）
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第１１号
釧路市阿寒町阿寒湖温泉１丁目３番11号、住民票上の住所釧路市堀川町８番４号
再生債務者　菊地　光雄
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月９日から平成24年８月16日まで
釧路地方裁判所

平成２４年（再イ）第６５号
埼玉県川口市大字行衛556番地の７
再生債務者　喜本　秀伸
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月９日から平成24年８月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第８９号
埼玉県川口市坂下町４丁目18番６号
再生債務者　石川　　純
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月９日から平成24年８月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第１１３号
千葉県八千代市大和田新田509番地２モナーク八千代中央202号
再生債務者　河野　　茂
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月９日から平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第１４号
千葉県山武郡横芝光町篠本697番地
再生債務者　杉山　将英
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月９日から平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（再イ）第６号
長野市徳間１丁目32番10号
再生債務者　竹元　重美
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月９日から平成24年８月16日まで
長野地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再イ）第１０３号
名古屋市名東区亀の井２丁目247番地　コーポ吉田203号
再生債務者　入江　光男
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月２日から平成24年８月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第１２１号
名古屋市西区清里町430番地の３
再生債務者　岩本建設こと岩本光哲こと　李　光哲
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月２日から平成24年８月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部